

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名	経済部産業観光課	番号 1
許認可等の内容		商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立の認可		
根拠法令及び条項		商店街振興組合法第36条第1項		
審査基準	関係条項	商店街振興組合法第36条第2項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>商店街振興組合法第6条及び第9条又は第11条の要件その他政令で定める要件を備えていると認められること。</p> <p>*政令で定める要件</p> <p>ア 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。</p> <p>イ 事業を行うために必要な経営的基礎を有していること。</p> <p>ウ 申請に係る商店街振興組合又は同連合会の地区の全部又は一部を地区の全部又は一部とする商工会議所又は商工会が設立されているときは、その商店街振興組合又は同連合会が設立されること等により当該商工会議所又は商工会の組織又は運営に支障が生ずるおそれがないこと。</p>		
	参考事項			
	設定等年月日	平成 9年10月1日設定 (令和5年4月1日最終変更)		
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 15 日 (休日は含まない。)		
	設定等年月日	平成 9年10月1日設定 (年 月 日最終変更)		